

## 食品安全委員会の概要等

### 1 概要

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、平成 15 年 7 月、内閣府に置かれた組織であり、国民の健康の保護が重要であるという基本認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関。

### 2 構成

食品安全委員会は 7 名の委員から構成され、その下に 13 の専門部会が置かれている。

#### (1) 委員

- 委員長 見上 彪（微生物学の分野：日本大学生物資源科学部獣医公衆衛生学研究室教授）  
委員長代理 小泉直子（公衆衛生学の分野：兵庫医科大学教授）  
委員 長尾 拓（有機化学の分野：国立医薬品食品衛生研究所長）  
廣瀬雅雄（毒性学の分野：国立医薬品食品衛生研究所病理部部长）  
野村一正（情報交流の分野：株式会社農林中金総合研究所顧問）  
畑江敬子（消費者意識の分野：和洋女子大学家政学部教授）  
本間清一（生産・流通システムの分野：東京農業大学教授）

#### (2) 専門部会

- 企画専門調査会
- リスクコミュニケーション専門調査会
- 緊急時対応専門調査会
- 評価チーム
  - ・ 化学物質系評価グループ（①添加物、②農薬、③動物用医薬品、④器具・容器包装、⑤化学物質、⑥汚染物質）
  - ・ 生物系評価グループ（①微生物、②ウイルス、③プリオン、④かび毒・自然毒等）
  - ・ 新食品等評価グループ（①遺伝子組換え食品等、②新開発食品、③肥料・飼料等）

### 3 役割

#### (1) リスク評価

リスク（食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価。

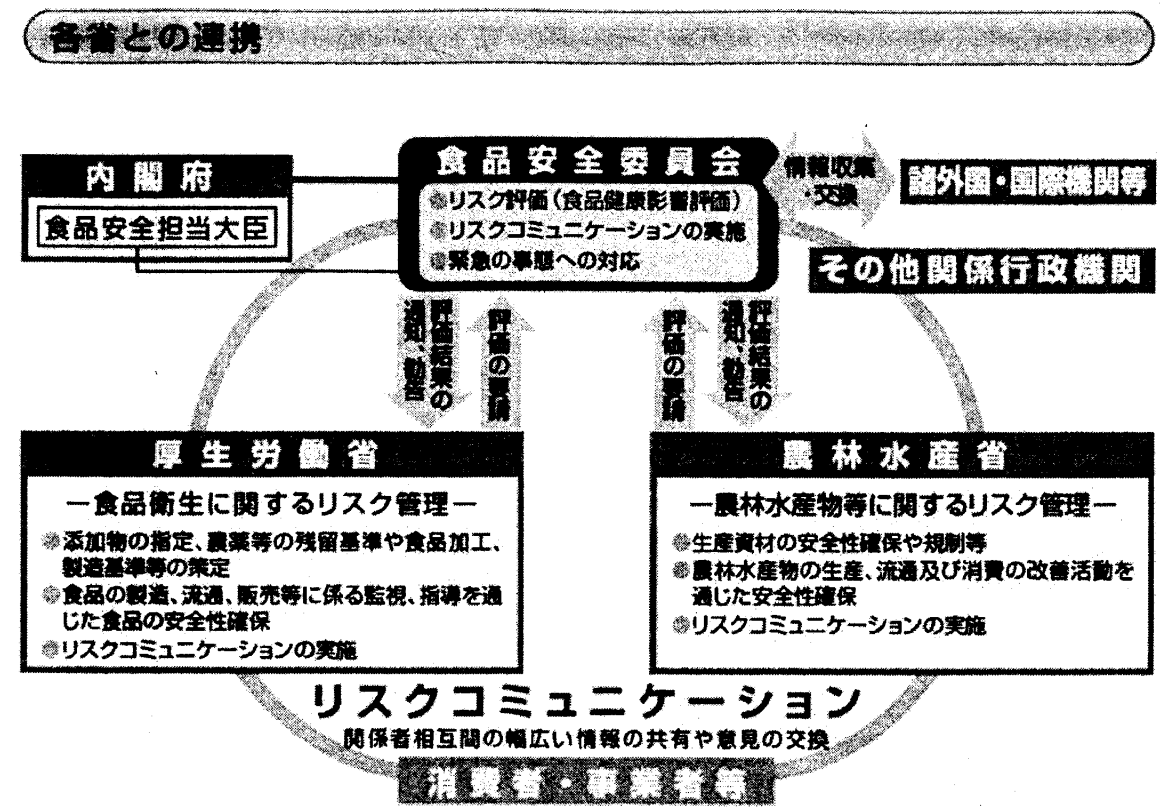
#### (2) リスクコミュニケーションの実施

リスク評価の内容等に関して、リスクコミュニケーション（消費者、食品関連事業者などの相互間の情報や意見の交換）を実施。

#### (3) 緊急の事態への対応

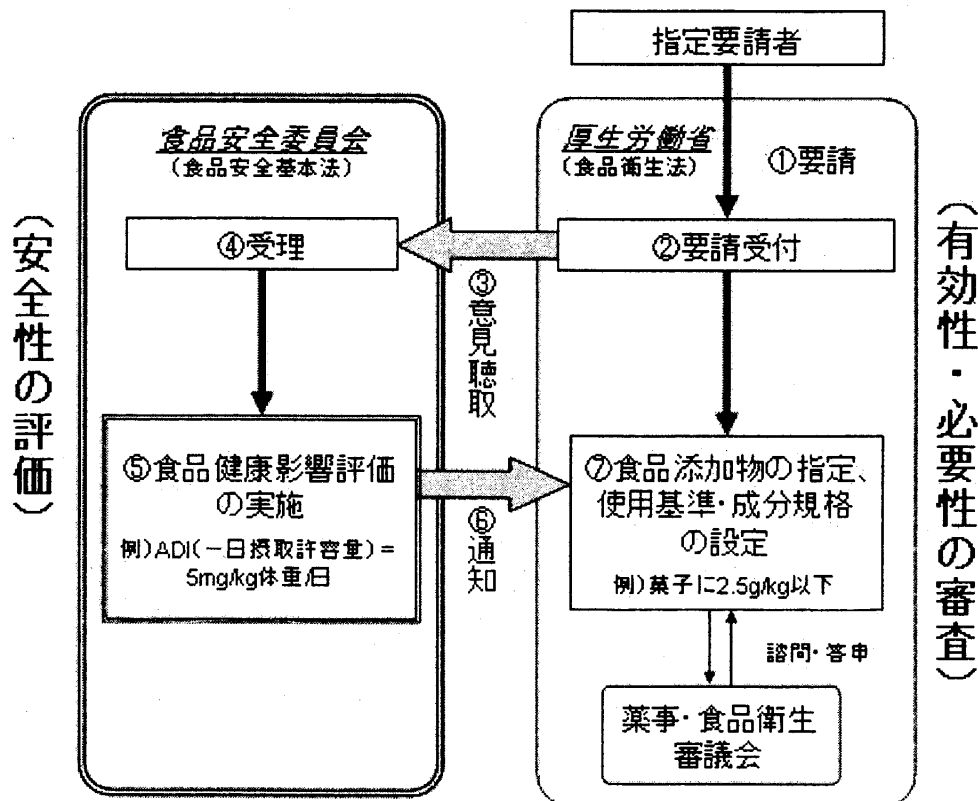
緊急時における危害の拡大や再発防止に対応するための事態の把握、関係省庁への対応要請、国民への情報の把握

(図1)



(図2)

食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について  
(指定要請を受けて食品衛生法に基づき食品添加物を指定する場合)



《安全性評価の流れ》

食品安全委員会における「遺伝子組換え食品等の評価基準」検討の経緯

- 平成 15 年 7 月 1 日 遺伝子組換え食品等専門調査会（第 1 回）において検討開始
- 平成 16 年 1 月 29 日 「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準<sup>\*1</sup>」決定
- 平成 16 年 1 月 29 日 「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の安全性評価の考え方<sup>\*2</sup>」決定
- 平成 16 年 2 月 27 日 遺伝子組換え食品等専門調査会（第 7 回）において、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品に関する安全性評価基準について、残された課題として今後検討していくことを確認
- 平成 16 年 3 月 25 日 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準<sup>\*3</sup>」決定
- 平成 16 年 5 月 6 日 「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方<sup>\*4</sup>」決定

遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の作成状況

機関別		厚生労働省、農林水産省の基準	食品安全委員会の基準	Codex の基準
区分				
遺伝子組換え食品（種子植物）		組換え DNA 技術及び食品及び添加物の安全性評価基準 (厚生労働省)	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 <sup>*1</sup> (16.1.29 食品安全委員会)	組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン
			遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の安全性評価の考え方 <sup>*2</sup> (16.1.29 食品安全委員会)	
遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物			遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準 <sup>*3</sup> (16.3.25 食品安全委員会)	
遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品	生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存しない		遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品に関する安全性評価基準 (今後策定予定)	組換え DNA 微生物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン ・ 遺伝子組換え微生物が食品中に残存しない ・ 遺伝子組換え微生物が食品中に残存する ・ 生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存する
	生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存する			
遺伝子組換え飼料・飼料添加物		組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性評価基準 (農林水産省)	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方 <sup>*4</sup> (16.5.6 食品安全委員会)	

(食品安全委員会の議事録、検討資料をもとに国税庁作成)